

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

目次

- ◇ 告 示 保安林に係る指定施業要件の指定
豚等の移入禁止区域の指定
鶏等の移入禁止区域の指定

告 示

鳥取県告示第四百二十号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和四十年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

東伯郡泊村

（一）保安林として指定された目的

飛砂の防備

（二）指定施業要件

1 立木の伐採の方法

二 保安林の所在場所

東伯郡泊村

（一）保安林として指定された目的

風害の防備

（二）指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 保安林の所在場所

東伯郡泊村

（一）保安林として指定された目的

魚つき

（二）指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四(一) 保安林の所在場所
東伯郡羽合町
- (二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五(一) 保安林の所在場所
東伯郡羽合町
- (二) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六(一) 保安林の所在場所
東伯郡羽合町
- (二) 保安林として指定された目的
潮害の防備
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七(一) 保安林の所在場所
東伯郡羽合町
- (二) 保安林として指定された目的
魚つき
- (三) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

八(一) 保安林の所在場所
東伯郡北条町

- (二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

(三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

九(一) 保安林の所在場所

東伯郡北条町

- (二) 保安林として指定された目的
風害の防備

(三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

一〇(一) 保安林の所在場所
東伯郡北条町

- (二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

(三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

一一(一) 保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字宮内

- (二) 保安林として指定された目的
干害の防備

(三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬい。
 - (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 一三(一) 保安林の所在場所
東伯郡三朝町
- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 一三(二) 保安林の所在場所
東伯郡三朝町
- (1) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、禁止する。
 - (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 一四(一) 保安林の所在場所
東伯郡三朝町
- (1) 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- (1) 伐採を禁止する。
 - (2) その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 一五(一) 保安林の所在場所
倉吉市栗尾字箱谷南平壺
- (1) 指定施業要件
- 干害の防備
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めぬい。
 - (2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

一六(一) 保安林の所在場所

倉吉市大原字勝負谷、字奥長尾

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉古地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

一七(一) 保安林の所在場所

倉吉市志津字家の上、字山内

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

一八(一) 保安林の所在場所

倉吉市

(二) 保安林として指定された目的

落石の危険防止

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、禁止する。

(2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

一九(一) 保安林の所在場所

倉吉市

(二) 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

(三) 指定施業要件

立木の伐採の方法

(1) 伐採を禁止する。

(2) その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

二〇(一) 保安林の所在場所

東伯郡関金町

(二) 保安林として指定された目的

水害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二二(一) 保安林の所在場所

東伯郡大栄町

- (二) 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二二(二) 保安林の所在場所

東伯郡大栄町

- (二) 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二三(一) 保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷、字白水橋東峯、字東白水橋、字白水橋野、字白水橋西平、字カワラ塚、字往古ノ谷、字西ノイツ、字往古ノ谷西峯、字大ナル、字火出尾

- (二) 保安林として指定された目的
干害の防備

三 指定施業要件

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二四(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町

- (二) 保安林として指定された目的
風害の防備

㉓ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二五(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

㉔ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二六(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字槻下字代々、字水溜

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

㉓ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二七(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字金屋字八橋野、字大高谷、字鳥池

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

㉔ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二八(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字杉地字トツソ、字大日ノ上ミ、字新林、字芋屋谷西平、字芋屋谷、字平ル林、出口ノ上ミ、字中峯ノ谷、字渡茶

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

二九(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字野田字東谷東平、字笹野谷

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

三〇(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字福永字奥山

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

三一(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山次一東平

(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

三二(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町

(二) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

㊦ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、禁止する。
- (2) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三三(一) 保安林の所在場所

東伯郡東伯町

(二) 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

㊦ 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
伐採を禁止する。

三四(一) 保安林の所在場所

東伯郡赤碓町

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

㊦ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三五(一) 保安林の所在場所

東伯郡赤碓町

(二) 保安林として指定された目的

魚つき

㊦ 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三六(一) 保安林の所在場所

東伯郡赤碓町

(二) 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

㊦ 指定施業要件

- 立木の伐採の方法
伐採を禁止する。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課並びに係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）

第一条の規定に基づき、昭和四十年八月二十日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として岡山県を指定したので、同規則第三条の規定により告示する。

昭和四十年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百二十二号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、昭和四十年八月二十日から鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として神奈川県を指定したので、同規則第三条の規定により告示する。

昭和四十年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】